

『市立藤井寺市民病院のあり方に関する基本方針』 実施結果①

1. 基本方針

市民病院は、令和6年3月末日をもって閉院（廃院）することを前提に、引き続き地域住民の適切な医療が確保されるよう、可能な限り他の医療機関へ協力を求めるなど、地域医療の後退とならぬよう努める。

対応

近隣医療機関への訪問説明を行い、患者の受入協力、職員の就職支援などの要請を行いました。また、藤井寺市医師会との意見交換を行い、連携基本協定（後述）の締結を含む市の新たな医療提供体制の構築に努めました。

2. 利用者の引継ぎ等

市民病院の利用者については、診療を引き継がれる医療機関等において適切な医療が受けられるよう、市民病院において引継体制を拡充して業務に当たるなど、万全の対応を講じる。

対応

引継ぎ（紹介）の詳細 ⇒ P2

市民病院の在籍医師が近隣医療機関へ移るケースの場合（糖尿病、整形外科等）、円滑に利用者を引き継ぐことができるよう、次回診療の予約や輸送手段（送迎車両）を確保するなど、当該医療機関との協力体制を構築しています。

3. 機能移転

病院機能の移転に当たっては、以下の各項目に従って実行するものとする。

- ① 小児科については、入院診療機能の確保に努める
- ② 災害医療センターについては、適切な医療機関への移転を行う
- ③ 訪問看護ステーションの移転については、その役割と経営手法を検証し、決定する

対応

- ① 小児科の入院診療機能
⇒(地独)大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター
- ② 市災害医療センター
⇒青山病院
- ③ 訪問看護ステーション
⇒次年度以降、継続検討（次年度は、市直営で継続）

4. 連携病院の確保

周辺医療機関との医療に関する連携協定の締結など、閉院（廃院）後、通常診療のみならず、災害時、緊急時の医療・診療体制の確保に万全を期す。

対応

【連携病院（法人）】

- (地独)大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター
 - (医)ラポール会（青山病院など）
- ⇒詳細はP3

5. 跡地利用

閉院（廃院）後の跡地の利活用については、答申に示された内容を尊重し、本基本方針とは別に示すものとする。

対応

令和7年度に病院跡地の利活用方策に関する基本構想を策定することを目指し、具体的検討に入るための準備を進めています。

『市立藤井寺市民病院のあり方に関する基本方針』 実施結果②

6. 市民病院職員への対応

市民病院職員に対しては、十分な説明を行い、その後の職員の処遇についても適切に対応する。

対応

職員に対しては、説明会や個別相談を行い、外部医療機関による再就職支援(就職説明会等の実施)もあって、それぞれの意思により選択することができるよう配慮しました。

7. その他の重要事項

閉院(廃院)に関連し、重要な解決すべき個別事項(財務、雇用など)については、必要に応じ随時、別に示すものとする。

対応

財務関係

廃院に伴う財政負担にも対応するため、財源獲得や負担の平準化策について、引き続き調査・検討を行いながら、令和6年度から令和9年度までを取組期間とする「藤井寺市行財政改革推進プラン2024」の取組項目を実行し、収支改善に向けて取り組みます。

対応

交通支援

市民病院の閉院に伴い、周辺医療機関から送迎車両が新たに手配されています。また、4月から市の公共施設循環バスのルートに青山病院を追加します。

- R5.12月～ 藤本病院(4月からルート変更予定)
- R6.1月～ 青山病院(4月から運行曜日・ルートの変更予定)
- R6.3月～ 医真会八尾総合病院
- R6.4月～ (藤井寺市)公共施設循環バス 青山病院追加
- R6.4月～ 市立柏原病院(予定)

市民病院の利用者(患者)の引継状況

- 方法**
- ・利用者(患者)の受診時に医師と面談し、紹介先を検討。
 - ・調整は、地域連携室を中心に実施。
(転院調整担当者を複数名増員配置して対応)

引継ぎを計画的に実施

- ① 3月まで市民病院で診療を行うこと
(利用者から次の医療機関への早期通院の希望があれば別)
- ② 周辺医療機関への急激な負担増大の回避
(紹介が一時期にまとまらないよう数に注意して実施)

※引継ぎは、3月末までに終了予定(本書は3月9日現在の情報)

地域別の引継先

紹介先医療機関(地域)	引継(紹介)人数	紹介先医療機関(地域)	引継(紹介)人数
藤井寺市	1,492人	河内長野市	8人
羽曳野市	531人	大阪狭山市	10人
柏原市	399人	大阪市	92人
富田林市	48人	その他大阪府内	26人
松原市	57人	他府県	10人
八尾市	72人	医療機関の指定なし など	165人
		計	2,910人

※内科:1,850人(進捗89%)、外科:279人(100%)、整形外科:696人(76%)、小児科:74人(63%)
(一人の患者を複数の医療機関に紹介する場合を含むため、合計数は上記の表と一致しない。)

今後について

令和6年4月以降のカルテの開示、医療機関から情報提供依頼など【市立藤井寺市民病院】に関するお問い合わせについては、「旧市民病院整理室」(健康・医療連携課内)までご連絡ください。

- ・072-939-1111 (代表)
- ・072-939-1352 (直通)

藤井寺市地域医療等に関する連携基本協定について

1. 医療等連携基本協定について

- 市民病院の閉院後も、地域医療の充実や市民の健康増進等を図るため、藤井寺市と藤井寺市医師会、連携病院との間に地域医療等に関する連携基本協定を締結しました。(令和6年2月7日)
- 連携病院は、(医)ラポール会(青山病院など)、(地独)大阪府立病院機構大阪はびきの医療センターとなります。

2. 連携協力事項

共通部分

- 地域医療、保健福祉及び健康増進の推進に関すること。
- 医療連携による患者への切れ目のない適切な医療の提供に関すること。
- 各種検・健診、予防接種及び保健事業等への協力による早期受診、治療の促進に関すること。
- 地域医療を推進するための人材育成及び人材交流に関すること。
- その他本協定の目的を達成するために必要なこと。

ラポール会

- 災害時の医療確保に関すること。

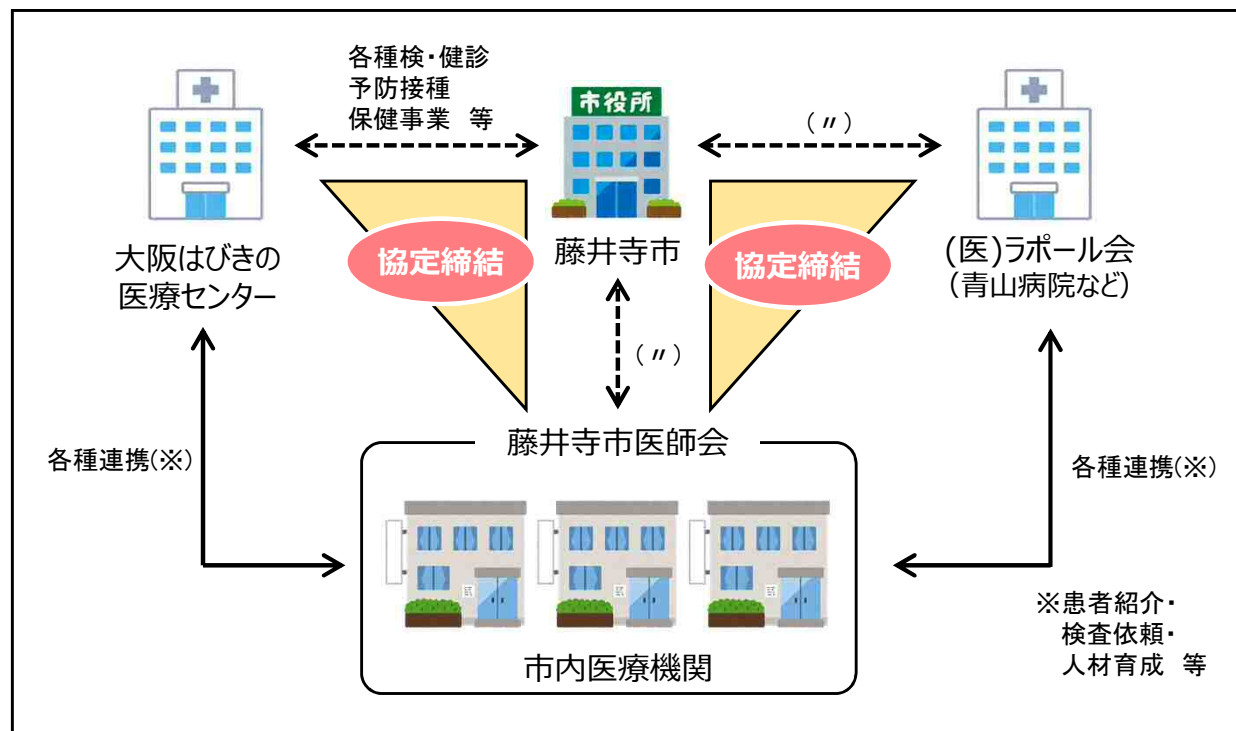
(機能移転)
市災害医療センター

大阪はびきの医療センター

- 母子保健及び子育て支援の推進に関すること。
- 小児医療の確保に関すること。

(機能移転)
小児科入院診療

【連携のイメージ】



連携協力事項に基づく医療提供、健康増進施策(業務)等の実施

これからの医療等連携体制

- 医療等連携基本協定は、市民病院の閉院後、藤井寺市医師会及び連携病院と協力しながら市内の医療・健康施策等を充実していくための土台となる協定です。
- この新たな医療体制の中で、医療・健康等を取り巻く状況に合わせ、連携協力事項に基づいた施策・事業等を展開してまいります。
(現在の検討：乳がん検診、特定検診後の病院紹介、共同訓練、合同研修、等)